

台風時等の避難所は『ほんのもり（図書館）』へ変更となります。

令和3年から、台風時の避難所は『ほんのもり（図書館）』へ変更となりました。
避難する際は、お間違いがないよう早めの準備、避難をお願いします。
また、避難する場合、毛布、食糧やお薬など、ご持参をお願いします。



『ほんのもり（図書館）』へ避難する際、1階入口は台風対策のため閉鎖していますので、**2階入口(博物館側)から入館**してください。



お問い合わせ先 久米島町総務課 ☎985-7121

公共下水道への接続をお願いします



公共下水道は、清潔で快適な生活環境や川や海の水質保全のために欠かす事のできない大切な施設です。公共下水道が整備され、使用できるようになった区域では、トイレや台所、浴室などの汚水を直接公共下水道へ流していただくことになります。接続へ皆様のご理解とご協力をお願いします。

接続工事について

くみ取り式便所や浄化槽を改造して下水道に接続する排水設備工事は、住民の皆様が費用を負担して行う工事となります。

公共下水道接続後、5年間は下水道料金を免除します。（新築・会社等は除く）

久米島町では「久米島町排水設備指定工事店」を定めています。指定工事店以外で排水設備工事を行うと、無資格工事となり、やり直しや罰則が科せられますのでご注意ください。

貸付制度

久米島町では排水設備工事のための手助けとして、無利子での改造資金の貸し付けを行っています。

- 対象 ①自己資金の調達が困難であること ②貸付金の十分な支払い能力を有すること
③町税を滞納していないこと ④町内に居住する独立の生計を営んでいる確実な連帯保証人があること
⑤久米島町指定金融機関に預金口座をもっていること

貸付金 貸付金は無利息です。貸付金は1世帯1設備として、300,000円の範囲で融資いたします

提出書類 ・借受人：排水設備改造等資金借受申込書、住民票謄本、印鑑証明書、所得証明書、納税証明書、預金口座自動振替依頼書、見積書
・連帯保証人：印鑑証明書、所得証明書

償還方法 償還回数は30回以内とし、毎月末に10,000円を指定金融機関預金口座から自動的に引き落とします。

お問い合わせ先 久米島町上下水道課 下水道班 ☎985-2066